

燃料電池商用車普及に向けた水素需要調査業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下、「発注者」という。）が委託事業者（以下、「受注者」という。）に委託して実施する「燃料電池商用車普及に向けた水素需要調査業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2 業務目的

国においては、令和 5 年 6 月に「水素基本戦略」を改定し、水素社会実現に向け、今後 15 年間で官民合わせて 15 兆円を超える投資を行うこととしている。本県においても、国と歩調を合わせ、この投資を県内に取り込むことにより、2050 年カーボンニュートラルの実現と本県の経済活性化につなげることができると考えており、水素の利活用にも積極果敢に取り組むことが重要である。

特に、モビリティ分野における水素利活用にあたっては、①ユーザー、②水素供給事業者、③F C V等のメーカーのそれぞれが、十分な供給体制あるいは需要を見込めなければ導入・投資計画が立てにくく、コスト低減も進みにくいという、いわゆる「三すくみ」の状態が課題となっている。この「三すくみ」の状態を打破するためには、L P ガスに比べて水素との価格差が比較的小さいディーゼル燃料を使用し、乗用車より燃料消費量が多い商用車への F C V 導入を進めることが、有効な手段の一つと考えられる。

そこで、奈良県脱炭素戦略においては、リーディングプロジェクトとして「水素製造拠点整備」を位置付け、検討を進めている。これまでの調査により、「郡山 IC」付近に水素需要が潜在していること、現在のディーゼル商用車を燃料電池商用車に転換した場合には、将来的に複数の水素ステーションが必要であることが分かっている。

水素ステーション整備にあたっては、事業者の負担軽減を図るため、国の有利な財政支援を活用可能とする「燃料電池商用車普及拡大に向けた重点地域」（以下、「重点地域」という。）に選定される必要がある。

そこで、本業務では、重点地域（準中核地方公共団体）の申請を見据え、その要件の 1 つである「水素需要のとりまとめ」に必要な情報を整理するため、輸送事業者等を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査等を実施する。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日とする。

4 業務内容

本業務において受注者が実施すべき業務内容は、次のとおりとする。

(1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

(2) 水素需要調査

① 輸送事業者等へのヒアリング（アンケート）調査

郡山 IC 付近の輸送事業者等（150 社程度）を対象として、燃料電池トラック等の導入見込みについてヒアリング（アンケート）調査を実施すること。

② 調査結果の評価・分析

上記調査に基づき分析を行い、特定エリアの需要等のとりまとめや需要の将来予測を実施すること。

(3) 打ち合わせ・協議及び報告書の作成

打ち合わせ・協議は、初回、納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ、双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

5 資料等の貸与

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

6 成果品の作成及び提出

業務完了後、以下の成果品を提出すること。なお、本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

- ① 業務で収集・作成したデータを保存した電子媒体（DVD 等）：1 部
- ② 業務で作成した一覧表、図表等資料：2 部
- ③ 打ち合わせ記録を保存した電子媒体（DVD 等）：1 部

7 成果品の納品場所

奈良市登大路町 30 奈良県本庁舎 2 階

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

8 著作権

本業務により作成された成果物の著作権については、契約の中で別途受注者から発注者へ譲渡する旨を定めるものとする。

9 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用されるものを含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。